

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）9 月 1 4 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

火災その他の災害の原因調査に係る個人情報を目的外に提供すること及び
目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）8 月 2 5 日付けで諮問（第 8 7 5 号）された火災その
他の災害の原因調査に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供す
ることに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条
例」という。)第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があ
ると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省
略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、
次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員から、刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項に基づき
捜査のため、南消防署警備課が保有する火災活動の記録及び火災調査の記録に
ついて照会がなされた。刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項の規定は、目的外のため
に提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機
関の裁量に委ねられている場合に該当する。

神奈川県藤沢警察署司法警察員に通報内容を目的外に提供することについて、
条例第 1 2 条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問する
ものである。

(2) 火災活動報告書及び火災調査報告書を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

- (ア) 火災活動報告書に記載のうち、通報者、電話、通報内容、発生場所、名称、
関係者住所、氏名、電話、職業、年齢、焼損棟数、被害状況、出火原因及び

死傷者の状況

火災部隊活動報告書のうち、名称、発生場所、活動状況に記載の名称、焼損物及び焼損程度

- (1) 火災調査報告書に記載のうち、火元の業態、火元の用途、防火対象物の区分、出火箇所、発火源、経過、着火物、場所、氏名、年齢、職業、構造、階数、建築面積、延べ面積、出火階数、焼損程度、焼損床面積、焼損表面積及び焼損棟数

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

- (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

- (イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、捜査中の放火事件の被疑者を特定するため必要である。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、藤沢市警防規程の規定による「火災活動報告書」及び藤沢市火災調査規程の規定による「火災調査報告書」に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

また、消防法第35条の4第2項では「放火及び失火絶滅の共同目的のために消防吏員及び警察官は、互に協力しなければならない。」と定められている。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、回答に当たっては、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第11条に規定する「提供を受けるものが執る措置」を遵守するよう求めることとする。

- (3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、本人通知をした場

合には、容疑者に情報が漏えいする可能性がある等捜査の遂行に支障が生じることを藤沢警察署司法警察員に確認した。以上から本人に通知にしないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会
- イ 火災活動報告書
- ウ 火災調査報告書
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、捜査中の放火事件の被疑者を特定するため必要である。」とのことであった。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は藤沢市警防規程の規定による「火災活動報告書」及び藤沢市火災調査規程の規定による「火災調査報告書」に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであること、消防法第35条の4第2項で「放火及び失火絶滅の共同目的のために消防吏員及び警察官は、互に協力しなければならない。」と定められていることから、本件照会に応じる必要があるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、容疑者に情報が漏えいする可能性がある等捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上